

諸外国の文化財保護制度(未定稿)

	日本	ドイツ	イギリス(イングランドの例)	イタリア	フランス	韓国
主な法律	文化財保護法(1950)	(連邦) ・独文化財流出防止法(1955) (州) ・記念物保護法	・古代記念物・考古区域法(1979) ・建造物保護法(1990) ・埋蔵物法(1996)	文化財景観法典(2004)	文化財法典(2004)	文化財保護法(1982)
文化財の分類	・有形文化財 ・無形文化財 ・民俗文化財 ・記念物 ・文化的景観 ・伝統的建造物群	記念物(法的な定義は州によって異なる。)	・記念物 ・考古区域 ・建造物 ・保全地区 ・古戦場	・文化財(芸術、歴史、考古学、民族人類学、資料及び文献的価値を示す不動産又は動産、また文化的価値を有する証拠として法律によって、或いは法律に則って認定されたその他のもの) ・景観財(領域の歴史、文化、自然、形態学及び美的価値を形作る不動産や地域、法律によって、或いは法律に則って認定されたその他のもの)	文化財(公的所有権又は私的所有権に属する歴史的、芸術的、考古学的、美的、科学的又は技術的な利益を呈する財産、不動産、動産の総体)	・有形文化財 ・無形文化財 ・記念物 ・民俗資料
所庁管官	文化庁	連邦文化・メディア庁 州においては、それぞれの最上級庁(省または首相府)	文化・メディア・スポーツ省(諮問機関としてイングリッシュ・ヘリテージがある)	文化財・文化活動省	文化・コミュニケーション省	文化財庁
護境周制の辺度保環	環境保全として地域を定めて一定の行為を制限する規定がある	16州で記念物の周辺の保護を規定 世界遺産の都市において緩衝地帯を設けることが可能	建築・地域開発許可の際に歴史的景観の保持等を考慮	文化財周辺の原状回復が可能	歴史的モニュメントの周囲半径500m(視野圏)の建造物の修復等の際に許可が必要	文化財の周囲半径500m以内の開発事業の際に許可が必要
文化財所有者等に対する税制優遇措置	・譲渡所得、相続・贈与、固定資産税等の減免 ・国指定文化財の修理事業に対して寄附を行った個人や法人に対する税制上の優遇	・維持・修復のための費用について控除 ・高額寄附に対する特典	・相続税の優遇(一般への公開等が条件) ・指定建造物等について不動産税を免除	・文化財の資産価値を基に支援(公開を行うことが義務) ・企業が文化財保護のための寄附をした際に最大20%の税金を控除	・歴史的モニュメントに登録された建造物の管理費の所得控除 ・文化財購入後10年以内に国に寄贈する法人に対する控除 ・歴史的モニュメントや建築的・都市的・景観的文化財保護区域(ZPPAUP)内の建造物の修復に対する不動産所得の控除 ・歴史的モニュメントに登録された建造物の贈与税の免除(一般公開が条件) ・企業及び個人の寄附に対する税制上の優遇 ・財団による修復用の煉瓦ので販売 ・文化財NGOに対する会費の特典(美術館・博物館パス)	・法人税、所得税、相続税、付加価値税、財産税、総合土地税、都市計画税等の減免 ・寄附に対する税制上の優遇
伝承者や修復技術者等の養成	複数の大学において文化財修復学科を設置	複数の大学において記念物保護のための教育や研修を実施	複数の大学・専門学校において美術品修復のコースを設置	国立の修復学校をローマなどに3校設立(修復士と学士を取得) ※大学にも修復の学科はあるが、卒業しても修復士のアシスタントしかできない。	・国立シャルト学院、ルーヴル学院、国立文化財学院において学芸員、修復員を養成 ・シャイヨー高等研究センターにおいて、既に建築士資格を有している者を対象に、文化財分野での専門知識を備えた建築家を養成	文化財庁設立の韓国伝統文化学校において養成